

## 第1章

# GM課税、暗号資産等報告枠組み対応等 国際課税に関する改正の 実務ポイント

### 【この章のエッセンス】

- 令和5年度税制改正で整備された各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は2024年4月1日以後開始する対象会計年度より適用されるが、OECDから2023年に公表された執行ガイダンス等を踏まえた改正が行われた。
- 国際的な情報交換の取組みとして暗号資産等報告枠組みが制度化されたことを受けて、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度が創設された。
- 内国法人が外国法人の本店等に対する現物出資のうち、対象資産に無形資産を含む場合は非適格とされ、移転資産の内外判定について、資産が帰属する事業所の所在地に

替えて、事業との関連性によることとされた。

## グローバル・ミニマム課税(第2の柱)への対応

### (1) 令和6年度改正の概要

グローバル・ミニマム課税制度の1つである、所得合算ルール(IIIR: Income Inclusion Rule)に係る国内法の法制化として、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、特定基準法人税額に対する地方法人税(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る地方法人税)、および情報申告制度(特定多国籍企業グループ等報告事項等の

提供制度)が、令和5年度税制改正で整備され、内国法人の2024年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用される。

令和6年度税制改正では、OECDから2023年2月に公表された執行ガイダンスを踏まえて、一定の所有持分の時価評価損益等について国別計算所得等から除外しないことができる選択制度(除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)と当該選択を行った場合について、一定の導管会社等に対する所有持分に係る税額控除について、調整後対象租税額に加算することができるとの選択制度が追加された。

また、2023年7月に公表された執行ガイダンスを踏まえて、構成会社等の所在地で一定の要件を満

たす国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)が導入されている場合、その所在地に係るグループ国際最低課税額をゼロとする適用免除基準(QDMTTセーフハーバー)が創設された。さらに、2023年7月に公表されたGloBE情報申告に関するガイダンスを踏まえ、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等の簡素化等の見直しが行われた。

海外でのIIIR、軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)、QDMTTの導入を見据えて、外国税額控除制度における外国法人税の範囲の見直しも行われた。

QDMTTおよびUTPRを含め、OECDにおいて今後も実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降での法制化が検討される。

### (2) 企業グループ等に係る最終親会社の範囲の見直し

最終親会社の範囲から政府関係会社等のうち国等の資産を運用することを主たる目的とする一定のもの